

報告書骨子(案)に対する構成員からの意見について(第5回検討会)

＜大綱見直しの趣旨＞

意見なし

＜大綱見直しのポイント(総論)＞

○雑誌「法律のひろば」には、各都道府県が自殺対策に相応の予算を充てた上で、総合的な自殺対策を強力に推進していくことが非常に効果的とある。これを具体的にやっていくことが重要。具体的には、啓発、情報提供、地域ネットワークの構築、人材育成、研修、民間団体への支援、自死遺族ケアの体制整備など。地域レベルで、都道府県がこれに対して相応の予算をたてて、きっちりやれるようにするとよいのではないか。

若者に自殺が減っていないのがポイントだと思う。インターネットを使った相談窓口はとても有効であり、特に強くやってもらえるとよいのではないか。

○もうちょっと具体性が、足りないと思う。各事業・各制度に関して、自分たちが自殺対策を担っていると意識を持ってもらえるようにすべきではないか。

○各自治体におろして、草の根レベルでやらせようとする、責任の所在を明らかにしないと、やらないのではないか。

○中小企業における自死の要因として、相談員がいない、体制がないという話が労働災害の判定をしていると感じる。個人から、地域から、組織から考えていくのは意味がある。

現大綱をみると、いま議論になっている項目はほとんどある。大綱そのものは、大まかな書き方をして、その内容を具体的、分かりやすくすることが必要だと思う。アルコール関連基本法に関わっているが、アルコール健康障害対策基本法は、自殺対策と同様、全府省と関わりがある。関わりをより強くするというを総論で書いてほしい。

10年間の自殺対策が功を奏しているというのがあると思う。うつ病対策、ゲートキーパー対策が功を奏しているが、それをより具体的に進めていくことが必要だと思う。趣旨に書いてもよいが、今までのやり方も意味があったが、さらに必要と考えられることを追加していくことを書くと分かりやすいのではないか。

<大綱見直しのポイント(個別施策(若者の自殺対策の更なる推進))>

○若者とひとくりにしているが、この中には、義務教育、高等教育、大学教育を受けている若者、教育に入っていない若者がいる。義務教育での子供の教育の方向性、高校、大学別に方向性はかなり異なる。教育機関に入っていない人を若者とひとくりにすると、ターゲットが明確でなく、方向性が分からない。細かく書けというわけではないが、若者という大きなくくりになると、義務教育や高校はスクールカウンセラー、大学は学生相談室、教育に入っていない人はまた別。関わる人が全くよめなくなってしまう。具体化された表記にしてほしい。ポイント3つ読んでも、誰をさしているのかわかりにくい。

○アウトリーチ施策は、インターネットのイメージが強いと思う。地域でのアウトリーチも必要。ICT だけの強化にみえてしまう、ICT の活用としてほしい。「も」にしてほしい。アウトリーチ全般を強化してほしい。

居場所づくりについて、若者支援としては、地域若者サポートステーションや子ども・若者総合相談センターがあるが、設置状況にばらつきがある。居場所づくりだけでなく、居場所づくりも含めた総合支援が不足している自治体多いのではないか。都道府県に1か所設置という地域が多い。もう少し身近な基礎的自治体レベルで若者の支援をするものが必要なのではないか。

不登校など学校とのつながりが薄い子ども、10代後半だけでなく20代でも社会とつながりがない人もいる。どこで、誰が支援するのかもう少し整理して、漏れなくそれぞれの機関に責任を位置付けるようにするべきではないか。

○スクールソーシャルワーカーの配置と書かれているが、配置だけでなく、人材の育成についても書き込んでほしい。

○子どもたちと若者を分けるのは賛成。研修を推進するのであれば、どのような内容か調べられるようにするべきではないか。

○学校でのいじめの事件を扱うことあるが、先生と教育委員会、現場のソーシャルワーカーの連携がうまくとれていないときに、学校が荒れてしまい、いじめが止められず亡くなるのが結構あると感じる。ケースごとに、何が原因だったか調査をし、どこで介入できるのかチェックしてはどうか。あまりに同じパターン多い。

若年労働者も、ほぼ同じパターンである。職場のコミュニケーションが悪いときに、社会に出たばかりでストレス耐性が低いため、過重な仕事があると、リスクが高い。対策をとるためには、どのような過程を経て亡くなったのか、これはセンターの役割かもしれないが、若者とひとくりにするのではなく、小学校、就学されていない方、若年労働者

働者などに分け、予算、マンパワー、個人情報などの問題はあるが、警察庁の自殺統計を自治体にフィードバックするのも大事だが、具体的なケースを引っ張りあげる仕組みがあるとよいのではないか。

○若者という言葉でなく、小学生や中学生など低年齢の言葉も入れた形を、もう一度検討してほしい。

<大綱見直しのポイント(個別施策(過重労働を始めとする勤務問題による自殺対策の更なる推進))>

○2つ目に「職場におけるメンタルヘルス対策を更に推進することが必要」とあるが、メンタルヘルス対策ができていないのは大企業が多く、中小企業はできていないところが多い。産業保健が認知されていないような、特に50人未満のところでは、健康管理もできていないので、体制づくりという文言を入れてほしい。

○過重労働からのメンタルヘルス不調については、労働時間だけではなく、職場の人間関係・支援関係など、どのような職場環境で働いていたかも重要。ストレスチェックの中に集団分析という概念があり、組織のリスク値を出す。仕事の量的負荷と職場の人間関係・支援関係の、2つのリスク値を掛け合わせて総合健康リスクを出す。確かに過重労働という量的な負荷は重大な問題だが、同時に職場環境、特に職場の人間関係・支援関係の見直しといった観点を、ぜひ今回の見直しの中にも、ストレスチェックが始まったというタイミングでもあり、入れてほしい。

○職場の自殺は、過重労働だけでなく、職場でのいじめやパワハラなどで自死に至ること多い。職場のコミュニケーションに課題があることのほか、休みがとりづらい、失敗が許されないなどがあり、過大な業務負荷による職場全体のストレス増加など余裕がなくなっていくこともハラスメントの一因だと思う。ハラスメント対策には、長時間労働対策だけでなく、管理職のマネジメント能力向上も重要。パワハラ防止は、骨子案にある働き方改革でも触れられている。予防教育を職場全体で実施するほか、相談窓口を設置するなどの職場環境配慮義務を事業主に課すことも必要ではないか。

○職場のパワハラ、いじめの問題だけではなく、職場における同僚・上司との相互扶助とか相互支援といった関係の希薄化が、日本の今の職場風土で増えてきているのではないか。実は、そこが非常に大きな問題ではないか。ストレスチェックでは、上司や同僚の支援が少し反映されるような数値が出てくるので、パワハラがない、いじめがないというだけではなく、相互扶助とか相互支援といった職場風土の問題としての職場環境をぜひ取り上げてほしい。

○個人別のチェックをし、職場環境の分析は努力義務という状況。分析は大事だが、順を追ってやっていくべきではないか。パワハラ防止は、働き方改革実現会議で、労使関係者を交えた場で対策の検討を行うこととしているので、ここで細かく書くよりは、そちらに任せる方が、案が出てくるのではないか。

中小企業において、何も対策がないわけではなく、地産保センターや、ストレスチェックを実施すれば補助金が出るなど、様々な方策がある。その辺が周知されておらず、なかなか使い出がないのではないか。

○周知されていない。地産保センターと一緒にやっているが、相談がない。周知されていないためではないか。周知してほしい。

<大綱見直しのポイント(個別施策(各種施策))>

○10年間何もなかったところから始まり、試行錯誤でずいぶん変わったと思う。まだまだ、不十分な部分はあるが、大きな歩みだと思う。10年間いろいろな方が、熱意をもって必要性を感じてやってきた。全体像が見えにくくなっていると感じている。全体像を考える時期にあると思う。当事者が支援者の立場を担って活動している人も多い。総合的な支援を希望している。たくさん情報あるが、より積極的に情報が渡るようになるとうい。

○遺族等への情報提供について、国及び地方自治体等は、遺族等に有用な各種情報を集積し、情報の提供を推進するべきではないか。

○遺族等への相談体制について、地方自治体は、常設の相談窓口の設置や民間団体との連携を通して、総合的かつ有機的な相談体制の充実を図るべきではないか。

○民間団体の活動への運営支援について、地方自治体は、民間団体の活動に対し、事業実施のための必要経費の補助や実施事業に関する広報等の運営支援を行うべきではないか。

○遺児等のための総合的な育成支援活動について、その必要性に関する啓発活動等を実施し、遅れている遺児等支援の推進を図るべきではないか。また、ひとり親家庭支援等既存の支援策を活用しつつ、民間相談機関等による遺児等に関する相談体制を充実するとともに、地域における遺児等のためのサポートグループ等の運営支援を行うべきではないか。

○自殺に対する誤解や偏見を軽減し、遺族等が過度の負担や不利益を被らない取組について、地方自治体職員等が自殺に関連した業務に従事する場合、遺族等の心情やプライバシーを十分に配慮した対応を行うべきではないか。また、不動産における心理的瑕疵の問題等については、判例等を踏まえ、遺族等に対する損害賠償請求に関するガイドラインの策定について検討するべきではないか。

○学校、職場での事後対応について、自殺や自殺未遂の発生直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及を図るとともに、そのための研修を実施するべきではないか。

○支援者の支援について、安定的に質の高い支援活動がなされるよう、支援に関わる人への支援や研修を行うべきではないか。

○自死遺族支援の国際会議に出席した。分科会で発表もした。自死遺族が中心で、そこにサポーターがいるということが充実している。日本でも、遺族が何に困っているかなど聞いて始めてもらえるとありがたい。言葉を変えようという動きは、様々な国である。日本でもその流れに沿って、議論してほしい。議論にもなっていないのは問題ではないか。

○現大綱の第3「8. 遺された人への支援を充実する」について、未遂者と自死した遺族は分けて考えてほしい。見出しに忠実な記載としてほしい。

○現大綱の第3-8(1)遺族の自助グループ等の運営支援について、遺族の「自助グループ」の運営支援を中心に実施するべきではないか。

○現大綱の第3-8(2)学校、職場での事後対応の促進について、学校や職場での対応マニュアルに係る事項は、遺族支援ではないので別項目で取り上げるべきではないか。

○現大綱の第3-8(3)遺族等のための情報提供の推進等について、現在、多くの自助グループは民間の相談機関として認められていない。自助グループも民間団体である。民間団体として認めてもらいたい。10年前とは大きく変わった。現在は、それぞれの地域にグループがあり、活動している。地域の自助グループについて、一覧表やパンフレット等への掲載を推進するべきではないか。

また心理的瑕疵の問題を含む自死遺族等への差別的取扱い問題は、法的問題が

多く、検討会議の開催等、議論の場を設け、将来において、法の中にある自死への差別問題の是正のための法制化の実現を望む。

○現大綱の第3-8(4)遺児への支援について、支援者の支援の充実ではなく、遺児への直接支援として、給付型育英資金の増額も含めた普及と、保護者の生活資金安定のための社会福祉資源の充実や、保護者が子どもに対して笑顔で暮らせるための遺族年金の改善等を図るべきではないか。

＜大綱見直しのポイント(PDCAサイクルの推進、数値目標の設定)＞

○PDCA について、5年後は、進捗状況を確認できるように、だれが、いつまでに、何をするか、全てには掲げられないにしても、少なくとも国が実施する事業で主たるものに関しては数値目標も含めて設定してほしい。自殺対策に関する意識調査の結果では、自殺対策基本法の認知度について、内容まで知っていたのは1.7%、言葉は聞いたことがあるという方でも19.8%。よりそいホットラインも、名前は聞いたことがあるは22%。5年後までに何パーセントまで伸ばすか。意識調査をするのであれば、施策の評価と連動させるべきではないか。都道府県や市町村が自殺対策計画を作る際に、ある程度のPDCAを回せるような指標を設けることに今後なっていくと思うので、それを国がまず示すという意味でも、全てとは言わないので、いくつかだけであっても、指標を設ける必要があるのではないか。

○アリバイ作りにならないように、どれくらい減ったかも加えてほしい。

○PDCA サイクルの、過程における評価指標と、最終的な数値目標とは、分けて考えた方がよいのではないか。

○評価システムは難しいと思う。アウトカム、直接評価とあると思うが、社会学的な様々なものに影響されて、徐々に自殺者数が減っており、自殺者数の減少に何が一番寄与したか評価するのは難しいと思う。ガイドラインに関しては、地域に個別性があり、全体の仕組みのどこがよかったかは難しいと思うが、好事例を集めることが必要ではないか。